

令和7年10月7日
保健医療局

医薬品成分を含有する製品の発見について

都では、いわゆる健康食品による健康被害発生の未然防止のため、都内で販売等される製品の調査及び成分検査を行っています。

今般、都において調査を行ったところ、当該品に医薬品成分である「アシュワガンダ」を含有している事実が判明しました。

いわゆる健康食品において医薬品成分を含有するものは医薬品とみなされ、厚生労働大臣の承認を受けることなく製造販売されたものを販売・授与等することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）で禁止されています。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けていません。

【製品概要】

製品表示内容 (抜粋)	商品名	熟睡 (S o u n d S l e e p)
	原材料名	生姜 (42%)、イエローヴァイン、アシュワガンダ (10%)、レモングラス
	輸入者	株式会社インターデック 東京都港区東新橋2丁目18-3-902
	原産国名	イギリス
	内容量	45g
	賞味期限	2026.12.18
形状		植物片 (茶葉)
含有される成分本質 (原材料)		アシュワガンダ
備考		アシュワガンダは、その全草 (全ての部位) が専ら医薬品として使用される成分本質 (原材料) リストに記載されている。 試験検査を実施したところ、ウィザフェリンAを検出した。

都民の皆様へ

当該製品の摂取により健康被害を受ける可能性が否定できませんので、当該製品をお持ちの方は、**直ちに使用を中止してください。**

また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

【問合せ先】

保健医療局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4512 (ダイヤルイン)

【都の対応】

- 1 製品の輸入元及び販売店舗（渋谷区）に販売中止及び自主回収を指示しました。
- 2 東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。
- 3 関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

【試験実施機関】

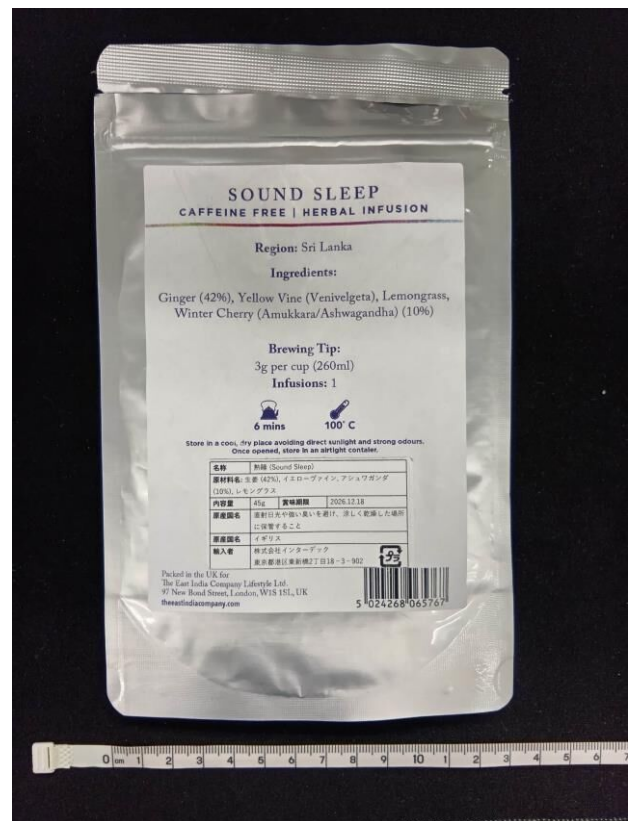
東京都健康安全研究センター

【違反の事実】

医薬品医療機器等法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）

【現品写真】（現品は薬務課で保管しています。）

「熟睡（Sound Sleep）」



参 考

アシュワガンダ（*Withania somnifera*）（別名：ウィザニア）はナス科の植物で、その全草（全ての部位）が、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リストに記載されています。

アシュワガンダにはウィザフェリンAが含有されており、抗炎症作用、抗腫瘍作用及び強壮作用等を示すとの報告があります。

なお、国内でアシュワガンダを含有する医薬品の承認実績はありません。